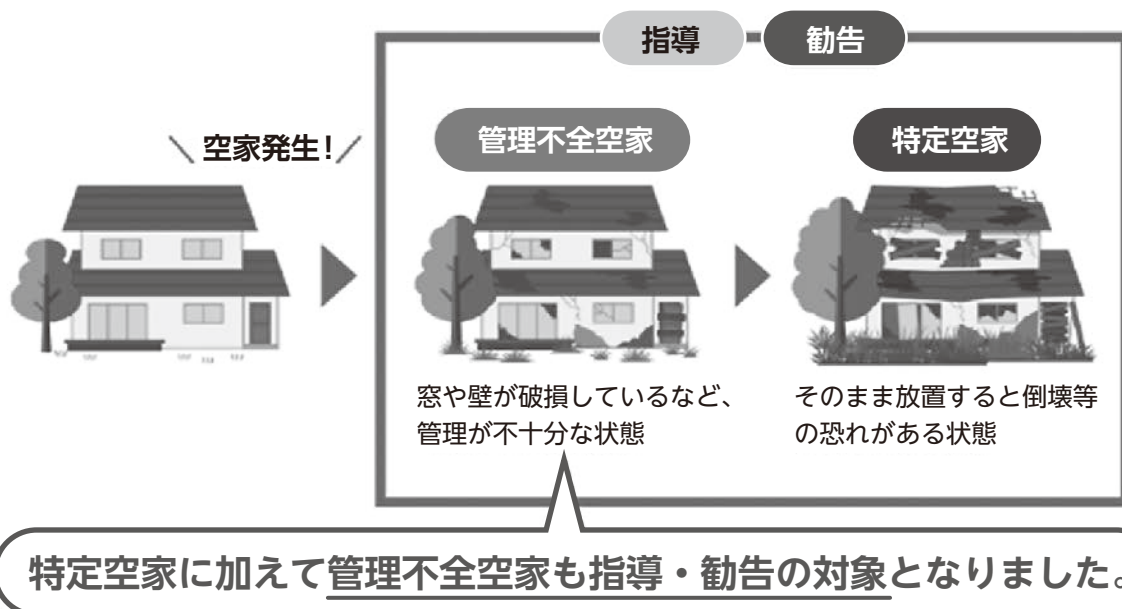


空き家は放置せず「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に 除去 活用

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。法の改正により、特定空家に加えて管理不全空家も市からの指導・勧告の対象となりました。



郡上市から「管理不全空家」や「特定空家」としての指導を受け、それに従わずに勧告を受けると、固定資産税等の軽減措置（住宅用地特例）が受けられなくなります。

- ・実家や自宅を空き家にしないよう、空き家となっても放置しないために家族の話し合いが大切です。
- ・空き家はそのままにせず、「仕舞う」（除去）・「活かす」（活用）の行動をとみましょう。

空き家を「仕舞う」（例）

解体を行い、跡地を広場や駐車場、新しい建物の敷地として活用



広場・駐車場



新しい建物の敷地

地元の解体業者等へ相談をしてはいかがでしょうか。

また、AI（人工知能）査定で解体費用のシミュレーション（見積り）が可能です。



空き家を「活かす」（例）

改修を行い、売買用の住宅、用途替えをしてカフェなどとして活用



中古売買



用途替え（カフェなど）

郡上市空き家バンクへの登録を検討してみる。



補助事業を利用し改修を検討してみる。



問 都市住宅課 67-1814